

平戸市農業委員会第7回総会議事録

■開催日時：令和3年10月26日（火）9時30分～10時30分

■開催場所：平戸市役所3階会議室

■農業委員：19人中16人出席 欠席委員：1、10、18番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：18人中12人出席 欠席委員：4、6、8、10、17、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 林事務局長 浅田参事兼班長 植野主任主事 大石主任主事

■関係課 山中農林課主事補

■書記の職氏名 職氏名：林事務局長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告第14号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について

報告第15号 使用貸借解約通知書について

議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第37号 農地法第3条第1項による許可を要する農地の買受適格  
証明願について

議案第38号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第39号 非農地通知申出について

議案第40号 第7回農用地利用集積計画(案)について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p><b>■日程1 開会宣言</b></p> <p>定刻となりましたので、ただいまから令和3年度平戸市農業委員会第7回総会を開会いたします。</p> <p>開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p><b>■日程2 会長あいさつ</b></p> <p>委員の皆様、改めましておはようございます。</p> <p>コロナ禍も、落ち着いてきている状況ですが、まだ予断を許さないと思いますので、健康には十分気を付けていただきたいと思います。</p> <p>先月18日に長崎県農業委員会会長・局長会が開催されました。総会終了後に説明があると思いますので、よろしくお願ひします。</p> <p>さて、コメの作付について早期は雨に悩まされておりましたが、普通期は何とかかなり、藁（牛農家）も確保できるのではないかと。これから寒くなりますので体に気を付けて頑張ってもらいたい。</p> <p>本日は、報告2件、議案が5件となっております。最後までご審議いただきますようお願いいたします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。本日、欠席のご連絡をいただいた委員は、農業委員1番、10番・18番委員から欠席の届出の連絡がありましたので報告いたします。</p> <p>よって、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定である過半数を超えており、総会成立を報告いたします。それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めることとなっておりますので、以降の進行につきまして川村会長にお願いいたします。</p>
会長	<p><b>■日程3 議事録署名人及び書記の指名</b></p> <p>それでは日程第3の議事録署名委員および書記を指名いたします。</p> <p>平戸市農業委員会総会会議規則、第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>「異議なし。」と認めます。</p> <p>それでは、議事録署名委員に16番、17番委員、書記に林局長を指名いたします。以上で日程第3を終わります。</p>

<p>会長</p>	<p><b>■日程4 会務報告</b> 次に日程第4、10月の会務報告及び11月の会務予定について事務局が報告いたします。</p>
<p>事務局</p>	<p>それでは10月の主な会務報告をいたします。(10月会務報告を報告) 次に11月の行事予定を申し上げます。(11月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
<p>会長</p>	<p>それでは次回、11月総会の日程をあらかじめ決めたいと思います。次回総会を11月26日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
<p>委員一同</p>	<p>「異議なし。」</p>
<p>会長</p>	<p>異議がありませんので、次回の総会日程を11月26日(金曜日)午前9時30分とし、場所は、平戸市役所3階会議室において行うことといたします。</p>
<p><b>■日程5 議事</b> <b>《報告第14号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届について》</b> 次に、「報告第14号 農地法第4条第1項第9号の規定による転用届」について、事務局の報告説明を求めます。</p>	
<p>事務局</p>	<p>資料は2・3ページをご覧ください。説明は3ページになります。届出人については、記載のとおり、届出農地ですが、木引町字新田846番1、地目は畑で、538㎡の内64.53㎡、用途としては、農業用施設用地(倉庫)のための転用です。農地種別については、第2種となります。場所は平戸市街から山中・生月に行く裏通りの途中で古江分かれ道バス停の下の方になります。理由としては、農業用施設用地で、経営規模の拡大を行うとのこと。 (スライド説明) 以上、報告します。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし) それでは、質疑を終結し、報告第14号を終わります。</p> <p><b>《報告第15号 使用貸借解約通知書について》</b></p>

会長	次に、「報告第 15 号 使用貸借解約通知書」について、事務局の報告説明を求めます。
事務局	<p>報告 15 号 「使用貸借解約通知書」についてご説明いたします。議案の説明は 5 ページになります。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>貸人、借人については記載のとおりです。貸借農地は田平町福崎免字茅場 889 番 1、地目は畑で 375 m<sup>2</sup>外 13 筆、合計面積は 11,600 m<sup>2</sup>。契約内容は備考欄のとおりです。</p> <p>解約理由については、借請人の変更によるものです。</p> <p>以上、説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、質疑を終結し、報告第 15 号を終わります。</p>
	<p><b>《議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</b></p> <p>次に、「議案第 36 号 農地法第 3 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書 6～9 ページをご覧ください。説明は 7 ページからになります。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請農地は生月町里免字金石 1985 番 1、地目は畑で 276 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 4 筆で合計面積が 2,439 m<sup>2</sup>。譲受人の耕作面積は 13,714 m<sup>2</sup>、取得後の面積が 16,153 m<sup>2</sup>になり、生月町の下限面積 30 a をクリアします。理由は農業経営規模の拡大で売買での所有権移転となります。</p> <p>整理番号 2 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請農地は獅子町字涼松 1703 番、地目は田で 267 m<sup>2</sup>外 5 筆、合計 6 筆で合計面積が 4,767 m<sup>2</sup>。譲受人の耕作面積は 6,279 m<sup>2</sup>、取得後の面積が 11,046 m<sup>2</sup>になり、獅子地区の下限面積 40 a をクリアします。理由は農業者年金受給のための第 3 者移譲での使用貸借権の再設定です。</p> <p>整理番号 3 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請農地は野子町字飯田崎 3663 番、地目は田で 393 m<sup>2</sup>外 3 筆、合計 4 筆で合計面積が 1,142 m<sup>2</sup>となります。取得後の耕作面積が 19,782 m<sup>2</sup>になり、志々伎地区の下限面積 30 a をクリアしています。理由としては向月地区の基盤整備に関係した経営規模拡大で、贈与での所有権移転となっています。</p> <p>整理番号 4 番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。申請農地は無代寺町字牟田 208 番 1、地目は田で 1,487 m<sup>2</sup>、取得後の耕作面積が 20,652 m<sup>2</sup>になり、津吉地区の下限面積 30 a をクリアし</p>

事務局	<p>ています。</p> <p>理由としては経営規模拡大で、売買での所有権移転となっております。</p> <p>整理番号5番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は津吉町字623番、地目は畑で26㎡、取得後の耕作面積が14,802㎡になり、津吉地区の下限面積30aをクリアしています。</p> <p>理由としては経営規模拡大で、売買での所有権移転となっております。</p> <p>次に8ページをご覧ください。</p> <p>整理番号6番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は赤松町字牟田51番、地目は田で643㎡外26筆、合計27筆で合計面積が11,622.89㎡、取得後の面積が11,986㎡になり、紐差地区の下限面積50aをクリアします。理由は農業者年金受給のための後継者への使用貸借権の再設定です。</p> <p>次に9ページをご覧ください。</p> <p>整理番号7・8番については先ほど言いましたが、取り下げが出ています。</p> <p>整理番号9番 譲渡人、譲受人については記載のとおりです。</p> <p>申請農地は小田町字船越86番、87番第1合併、地目は畑で489㎡、譲受人の取得後の耕作面積は9,596㎡になり、志々伎地区の下限面積30aをクリアしています。</p> <p>理由としては経営規模拡大で、売買での所有権移転となっております。</p> <p>(スライド説明)</p> <p>説明は以上のとおりです。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第36号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第36号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>《議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願について》</p> <p>次に、「議案第37号 農地法第3条第1項の規定による許可を要する農地の買受適格証明願」について、事務局の提案説明を求めます。</p>

事務局

議案書 10-11 ページをお願いします。

本案件は、農地の競売、公売の入札に農地を取得できないものが参加することを未然に防止するため、入札に参加する際、必要な書類として、今回、農地法第3条の許可を受けられることを証明するための証明書発行に係る審査になります。

整理番号1番

出願人は記載のとおり、申請農地 田平町荻田免字天神塚 1134 番 1、地目は田で 1,874 m<sup>2</sup>、出願人の現在の耕作面積 10,870 m<sup>2</sup>であり、田平地区の下限面積 50 アールをクリアしております。事由については農業経営規模拡大のために新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、2-27、を予定しております。

農家従事日数は 150 日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第3条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしております。また、予定地については、出願人が小作をしていることから問題はないと思われれます。

整理番号2番

出願人は記載のとおり、申請農地 東中山町字戸一、190 番 1、地目は田で 1,509 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 3 筆、2,844 m<sup>2</sup>。出願人の現在の耕作面積 17,761 m<sup>2</sup>であり、津吉地区の下限面積 30 アールを超えております。事由については農業経営規模拡大のために新たに農地を取得したいため、備考欄に記載しておりますが、出願人は売却区分、2-22、2-37 を予定しております。

農家従事日数は 150 日以上であり、且つ、農機具等の所有状況等、農地法第3条の資格審査事項であります、全部効率利用要件を満たしており問題はないと思われれます。

今回は、平戸市が実施する公売であり、チラシ等において周知がなされておりますが、公売方法については入札、公売日は令和3年11月10日となっております。

耕作目的での取得を希望しており、落札者となった場合には、農地法第3条の許可要件を満たしていることを証明するものです。したがって、今回の出願人が落札者となった場合、後日、提出される農地法第3条の規定による許可申請書については、証明時と事情が異なっていなければ、総会での審議を経ずに許可することになります。

(スライド説明)

会長

ただいま、事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。

(質疑なし)

質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。

議案第37号について、原案のとおり決定することに皆さんご異議ありませんか。

(異議なし)

<p>会長</p>	<p>異議なしと認め、議案第 37 号を原案のとおり証明することで決定いたします。なお、買受適格者が落札された場合は、農地法第 3 条の許可については総会を得ずに発行することになりますので申し添えます。</p> <p><b>《議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について》</b></p> <p>次に、「議案第 38 号 農地法第 5 条の規定による許可申請」について、事務局の提案説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書 12・13 ページをご覧ください。</p> <p>整理番号 1 番 譲渡人、譲受人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申請農地ですが、田平町小手田免字霄ノ祭 657 番 6、地目は畑で、地積 330 m<sup>2</sup>、農地種別は第 2 種農地となります。理由は一般住宅建築のためとのこととあります。契約としては売買による所有権移転となっております。</p> <p>田平中学校の北側数百メートルの所で、申請地周辺は高速道路への接続道路が建設中で、釜田川周辺は、今後、農地改良がなされる予定ですが、申請地周辺は、予定から外れており、また、10ha 未満補小規模な農地集団がないことから問題はないものと思われま</p> <p>(スライド説明)</p> <p>以上、ご審議のほどよろしくお願ひします</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、事務局の説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明をお願いします。</p>
<p>13 番委員</p>	<p>議案 38 号、整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 10 月 15 日 午後 2 時頃から、田平地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局で現地確認を行ないました。</p> <p>今回の申請は、一般住宅建築によるもので、周辺も、西九州自動車道路の影響により、住宅の建築が増えている地域であります。</p> <p>隣接の農地は、譲渡人の所有で、高さも制限された平屋建てで、特に問題も発生しないものと思ひます。</p> <p>また、雨水についても、既存の道路排水溝で対応できるものと考えます。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願ひします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。議案第 38 号について、原案のとおり決定することで、皆さん、ご異議ありません</p>

会長	か。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 38 号を原案のとおり許可することで決定いたします。
事務局	<p>《議案第 39 号 非農地通知申出について》</p> <p>次に、議案第 39 号「非農地通知申出」について、事務局の提案説明を求めます。</p> <p>議案書 14・15 ページをご覧ください。説明は 15 ページになります。</p> <p>整理番号 1 番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、田平町田代免字大山口 82 番 2、地目は畑で、地積 420 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 3 筆、6,638 m<sup>2</sup>となります。現況は原野となっております。</p> <p>この案件については、1 月の総会で保留になっていたものです。理由としては、土地は優良であり、改良等で整備できないか検討することでしたが、農林課、県の担当課で確認を行ってききましたが、予定がないということで再度、議案としてあげているものです。</p> <p>整理番号 2 番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、東中山町字其田 978 番、地目は田で、地積は 776 m<sup>2</sup>外 2 筆、合計 3 筆、4,107 m<sup>2</sup>となります。現況は原野となっております。</p> <p>東中山町の圃場整備がされている農地の奥の山側になります。現在はセイタカアワダチソウが群生し、一部は山林化している状況です。</p> <p>整理番号 3 番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、生月町山田免字濱田 105 番 3、地目は畑で、地積は 68 m<sup>2</sup>です。現況は原野となっております。</p> <p>場所は、生月大橋を渡って、舘浦住宅地の山側のお寺の近くになります。過去に駐車場として農地転用された土地の隣接地で周辺が宅地化した残地のような状態で農機具も入らない耕作もできないような状態となっております。</p> <p>整理番号 4 番 申出人については、記載のとおりとなっております。</p> <p>申出を受けた土地について、田平町福崎免字東野畑 932 番 1、地目は畑で、地積は 571 m<sup>2</sup>です。現況は山林となっております。</p> <p>場所は、田平町福崎教会から先に行ったところになります。</p> <p>(スライド説明)</p>



<p>会長</p>	<p>以上 4 件です。</p> <p>事務局の提案説明が終わりましたので、ここで立ち会われた関係委員の補足説明を番号順にお願いします。</p>
<p>13 番委員</p>	<p>議案 39 号 整理番号 1 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 10 月 15 日 午後 13 時 30 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>今回の申請地については、今年 1 月の総会において、保留となった案件で、事務局が説明したとおり、今後、基盤整備事業等の計画もなく、現況の写真のとおり、セイタカアワダチソウが生い茂るなど、既に原野化となっている状態でありました。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>12 番委員</p>	<p>議案 39 号 整理番号 2 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 10 月 15 日 午前 9 時 30 分頃から、南部地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地については、現況の写真のとおり、既に山林原野化している状況で、今後も耕作できるような状態ではありませんでした。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>15 番委員</p>	<p>議案 39 号 整理番号 3 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 10 月 15 日 午前 11 時頃から、生月地区農業委員、推進委員、申請代理人、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、住宅地に囲まれた、小さな畑で、害虫などが発生しないよう、草刈等の管理がされた土地であります。</p> <p>しかし、進入路に段差があることや細長い土地で表面の地盤も固く、トラクターなどの農機具が利用できない状態でありました。</p> <p>今後も農作物を耕作できるような環境ではないと思います。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>議案 39 号 整理番号 4 番の補足説明を行ないます。</p> <p>令和 3 年 10 月 15 日 午後 1 時 50 分頃から、田平地区農業委員、推進委員、事務局とで現地確認を行ないました。</p> <p>申請地は、現況写真のとおり、既に山林化している状況でありました。</p> <p>土地所有者も県外に住んでおり、今後も耕作できるような状態ではありません。</p> <p>ご審議のほど、よろしくお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手を願います。</p> <p>(質疑なし)</p>

会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 39 号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 39 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>《議案第 40 号 第 7 回農用地利用集積計画（案）について》</b></p> <p>次に、議案第 40 号「第 7 回農用地利用集積計画(案)」について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案の説明は 16 ページからになります。17 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 1 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、東中山町字戸一 183 番地 1、現況地目「田」、面積 1,000 m<sup>2</sup>外 1 筆 計 1,440 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>合計 新規 1 件 筆数 2 筆 面積 1,440 m<sup>2</sup>となっています。</p> <p>つづきまして、議案書 17 ページ下段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による使用賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 2 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、田平町野田免字日の岳 24 番、現況地目「畑」、面積 1,775 m<sup>2</sup>。設定する利用権については、記載のとおりです。</p> <p>整理番号 3 番についてはご一読ください。</p> <p>合計 新規 2 件 2 筆 面積 4,685 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>つづきまして、議案書 18 ページ上段をお願いします。</p> <p>利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた賃借権の設定になります。</p> <p>整理番号 4 番</p> <p>利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。</p> <p>利用権を設定する土地、神ノ川町字神ノ川 196 番、現況地目「田」、面積 1,000 m<sup>2</sup> 外 2 筆 計 2,124 m<sup>2</sup>、設定する利用権については、記載のとおりです。</p>

事務局	<p>合計 新規 1件 3筆 2,124㎡となります。 つづきまして、議案書 18 ページ下段をお願いします。 利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号 5 番 利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者については、記載のとおりです。 利用権を設定する土地、草積町字草積 31 番 1、現況地目「田」、面積 1,151㎡。設定する利用権については、記載のとおりです。 合計 新規 1件 1筆 1,151㎡となります。 集積計画の説明は以上です。ご審議のほどよろしくをお願いします。</p>
会長	<p>ただいま事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p> <p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 40 号について原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 40 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p><b>■日程 6 閉会</b></p> <p>以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。 以上をもちまして、平戸市農業委員会第 7 回総会を閉会いたします。委員の皆様、お疲れ様でした。</p>

閉会時刻：10時30分

議長 \_\_\_\_\_ 印

議事録署名人

16番委員 \_\_\_\_\_ 印

17番委員 \_\_\_\_\_ 印

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	小川隆友
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸
	18	榊屋可恵

